

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 26 年度第 3 四半期）

投資信託関係

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	25年度(あ)第104号
申立ての概要	不適切な対応により解約の機会を逸した投資信託に係る損害賠償請求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・私は、B銀行で購入した投資信託の解約を申し出たが、B銀行担当者から、さらに基準価額が上がると言われたため、同日は解約を行わなかった。 ・その際、私は、B銀行担当者に対し、今後基準価額が上昇した場合には、連絡してほしい旨を依頼したが、B銀行担当者から十分な対応を受けられなかったことから、本件商品を高値で解約する機会を逸してしまった。 ・実際の解約受取額と、基準価額が上昇した時期に解約した場合の解約受取額との差額の補てんを求める。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者が、Aさんから本件商品の解約の申し出を受けた事実はなく、また、基準価額が上昇した場合に連絡するよう依頼された事実もない。 ・当行担当者は、Aさんに対し、本件商品のアフターフォローを適切に行っており、対応に問題はなかったものと認識している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取前に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理した後、Aさんから、事情によりあっせん手続を継続することが困難になった旨の連絡を受け、事情聴取実施前に、Aさんからあっせん委員会に対して、申立取下書が提出されたことから、平成26年12月24日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	25年度(あ)第211号
申立ての概要	不十分なアフターフォローで損失が拡大した投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、B銀行担当者から本件商品の勧誘を受け、当時保有していた投資信託の損失を取り戻すため、購入に至った。その際、B銀行担当者からは定期的に運用報告を行い、損失を取り戻すことができる水準まで基準価格が上がれば連絡するなど、アフターフォローをしっかりと行うとの説明があった。しかし、十分なアフ

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

	<p>ターフォローがなされず、解約時期を逃し、結果として損失を被ってしまった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私は、B銀行が主張するほどの金融資産を保有しておらず、本件商品を購入した結果、リスク資産比率は非常に高くなった。 ・私は、本件商品の説明を十分に受けておらず、商品内容を十分に理解できなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、Aさんが当行で当時保有していた投資信託の損失を取り戻したいとの意向を示したことから、複数の投資信託を提案したところ、本件商品の購入を希望したため、販売に至った。 ・当行担当者は、Aさんの記入した書面及び聴取により、投資目的、投資経験、保有金融資産及びリスク資産比率等を確認し、本件商品の販売に問題がないことを確認している。 ・当行担当者は、Aさんに対し、販売用資料等を用いて本件商品の内容及び元本割れリスク等について丁寧に説明を行っており、説明方法に問題はなかったと判断している。 ・しかし、保有金融資産についての確認が必ずしも十分ではなかったこと、アフターフォローが必ずしも十分でなかったことは認める。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成26年5月16日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件商品の内容及びリスクについてAさんが十分に理解できるだけの説明が尽くされたか疑問が残ること、リスク資産比率が高率であること、本件商品のアフターフォローが十分になされていたといえるか疑問が残ることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成26年11月4日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	25年度(あ)第212号
申立ての概要	不十分なアフターフォローで損失が拡大した投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で被相続人Cが購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・Cは、B銀行担当者から本件商品の勧誘を受け、当時保有していた投資信託の損失を取り戻すため、購入に至った。その際、B銀行担当者からは定期的に運用報告を行い、損失を取り戻すことができる水準まで基準価格が上がれば連絡するなど、アフターフォローをしっかりと行うとの説明があった。しかし、十分なアフタ

	<p>一フォローがなされず、解約時期を逃し、結果として損失を被ってしまった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Cは、B銀行が主張するほどの金融資産を保有しておらず、本件商品を購入した結果、リスク資産比率は非常に高くなった。 ・Cは、本件商品の説明を十分に受けておらず、商品内容を十分に理解できなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、Cさんが当行で当時保有していた投資信託の損失を取り戻したいとの意向を示したことから、複数の投資信託を提案したところ、本件商品の購入を希望したため、販売に至った。 ・当行担当者は、Cさんの記入した書面及び聴取により、投資目的、投資経験、保有金融資産及びリスク資産比率等を確認し、本件商品の販売に問題がないことを確認している。 ・当行担当者は、Cさんに対し、販売用資料等を用いて本件商品の内容及び元本割れリスク等について丁寧に説明を行っており、説明方法に問題はなかったと判断している。 ・しかし、保有金融資産についての確認が必ずしも十分ではなかったこと、アフターフォローが必ずしも十分でなかったことは認める。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成26年5月16日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件商品の内容及びリスクについてCさんが十分に理解できるだけの説明が尽くされたか疑問が残ること、リスク資産比率が高率であること、本件商品のアフターフォローが十分になされていたといえるか疑問が残ることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成26年11月4日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	25年度(あ)第228号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、B銀行担当者から本件商品の勧誘を受け、購入するに至った。 ・私は、本件商品購入以前に、保険商品や仕組債を購入した経験はあったが、投資信託に関する知識はなかった。 ・私は、B銀行担当者から本件商品について十分な説明を受けておらず、商品内容や元本割れリスク、購入時手数料について理解していなかった。 ・私は、本件商品購入時に手数料が発生すると知っていれば購入しなかった。

相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、当行に来店したAさんから資産運用に関する相談を受け、本件商品を勧誘したところ、Aさんが購入を希望したため、販売に至った。 ・当行担当者は、Aさんの保有金融資産額及び投資経験等を書面により確認した上で、本件商品の販売に問題がないと判断した。 ・当行担当者は、所定の資料にもとづいて本件商品の内容や元本割れリスク、購入時手数料等の説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成26年9月10日及び同年11月13日の両日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	26年度(あ)第3号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、自宅に訪れたB銀行担当者から、本件商品の勧誘を執拗に受け、断りきれずに購入に至った。 ・私は、本件商品購入時、保有金融資産については、不動産も含まれるものと考え、所定の書面において、現預金等に不動産価額を含めた金額を記入した。 ・本件商品の購入原資は、生活資金に充てるためのものであり、余裕資金ではなかった。 ・私は、本件商品について、基準価額が上下することは認識していたが、B銀行担当者からは十分な説明を受けておらず、本件商品の内容及び元本割れリスク等を理解していなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、Aさんから預金金利への不満を示されたことから、本件商品を勧誘したところ、Aさんが購入を希望したため、販売に至った。 ・当行担当者は、Aさんからの聴取及びAさんが記入した書面により、Aさんの投資経験、保有金融資産、購入資金が余裕資金であること等を確認しているが、リスク資産比率の確認が十分とはいえなかったことは認める。 ・当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料にもとづき本件商品の内容及び元本割れリスク等を説明しており、また、上席者もAさんの本件商品に係る理解度等について改めて確認していることから、販売方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成26年7月23日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、高齢者であるAさんに対して、本件商品に係る理解度及び保有金融資産、リスク資産比率の確認が十分であったか疑問が残ること等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 26 年 12 月 3 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	26年度(あ)第11号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、本件商品購入以前に、リスク商品を購入した経験はなかった。 ・私は、B銀行担当者から、本件商品の説明を受け、元本割れリスクは理解していたものの、特別分配金の仕組みについては十分な説明を受けていない。 ・私は、本件商品購入後にB銀行から送付された運用状況報告書に沿って、B銀行担当者から説明を受け、初めて特別分配金が元本を取り崩して支払われるものであることを理解した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、退職金の運用相談で来店したAさんに対して投資信託等を案内したところ、Aさんが本件商品に関心を示したことから、販売に至った。 ・当行担当者は、Aさんの保有金融資産、投資経験等を顧客カード等により確認した上で、本件商品の販売に問題はないものと判断した。 ・当行担当者は、本件商品の商品内容及び元本割れリスクのほか、特別分配金についても所定の資料を用いて十分に説明を行っており、説明方法に問題はなかったと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年 7 月 30 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件商品に係る特別分配金についてAさんの理解度の確認が十分に行われたか等について疑問が残ることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 26 年 11 月 20 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	26年度(あ)第17号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求

申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、B銀行担当者から定期預金よりも利率が高く、毎月配当金を受け取ることができると言われたことから、本件商品を購入した。 ・私は、本件商品購入以前にリスク商品を購入した経験はなかった。 ・本件商品の購入原資は当分使う予定のないものではあったが、老後の資金として必要なものであった。 ・私は、顧客カードに記入する保有金融資産額、年収、投資経験は、自分だけを対象としたものではなく、家族を含めたものとして理解し、記入していた。 ・私は、本件商品について説明は受けたものの、元本割れリスク等については十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、Aさんから資産運用に関する相談を受け、本件商品を勧誘したところ、Aさんが購入を希望したため、販売に至った。 ・当行担当者は、顧客カードにより、Aさんに株式に係る投資経験があること、保有金融資産額等を確認し、本件商品の販売に問題がないと判断した。ただし、保有金融資産の具体的な内訳までは聴取していない。 ・当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料にもとづき本件商品の内容及び元本割れリスク等を説明しており、説明方法に問題はなかったと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成26年8月5日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、保有金融資産額の把握およびリスク資産比率の確認が十分であったとはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成26年10月7日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	26年度(あ)第27号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、資産運用の相談のためにB銀行を往訪した際に、B銀行担当者から本件商品の勧誘を受けた。私は、銀行が販売するものであり信用のおける商品であると考えたこと等から、購入に至った。 ・私は、本件商品購入以前に、リスク商品を購入した経験がなかったこと、本件商品購入時に、B銀行担当者から、本件商品の内容、リスク及び分配金等について十分な説明を受けていなかったことから、本件商品の内容等を十分理解できな

	かった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、来店したAさんから資産運用の相談を受けたため、本件商品を勧誘したところ、Aさんが購入を希望したため、販売に至った。 ・当行担当者は、Aさんが記入した書面及びAさんからの聴取等により、Aさんの投資経験、保有金融資産等を確認し、本件商品の販売に問題ないと判断した。 ・当行担当者は、販売用資料及び目論見書等にもとづき、本件商品の内容、リスク及び分配金等について十分に説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成26年10月2日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、平成26年10月3日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	26年度(あ)第28号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、本件商品購入以前に、リスク商品を購入した経験がなかったが、配偶者がB銀行で本件商品と同じ商品を購入していたこと、銀行が販売するものであり信用のおける商品であると考えたことから、本件商品を購入した。 ・私は、勤務時間の昼休みにB銀行に往訪し、短時間で本件商品を購入するに至った。 ・私は、本件商品購入時に、配偶者を同席させることなく、B銀行担当者から、本件商品の内容、リスク等について説明を受けておらず、本件商品の内容等を十分理解できなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、Aさんが配偶者とともに来店し、Aさんの配偶者が過去に購入した商品と同じ商品の購入を希望したことから、本件商品を販売した。 ・当行担当者は、Aさんが記入した書面及びAさんからの聴取等により、Aさんの投資経験、保有金融資産等を確認しており、本件商品の販売に問題ないと判断した。 ・当行担当者は、Aさんの配偶者が同席の上で、販売用資料及び目論見書にもとづき、本件商品の内容及びリスク等について十分に説明を行っており、Aさんの理解度も確認している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成26年10月2日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。

	<p>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、平成26年10月30日付けであっせん手続を打ち切った。</p>
--	---

事案番号	26年度(あ)第36号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、私の家族が投資信託を購入したことをきっかけとして、本件商品を購入した。 ・私は、本件商品購入以前に投資信託の購入経験があり、B銀行担当者から本件商品の説明も一通り受けたことから、元本割れリスク等は理解したが、分配金が元本からの取り崩しになる場合があることについては、十分な説明を受けていなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、当行に来店したAさんから、家族が保有している投資信託と同じ商品を購入したいとの申し出を受け、本件商品の販売に至った。 ・本件商品販売時、当行担当者は、本件商品の商品内容及び元本割れリスクについて説明を行ったが、分配金について具体的にどのように説明したかについては、記録が残っていない。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成26年10月9日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	26年度(あ)第44号
申立ての概要	不当な解約拒否により損失が拡大した投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行に投資信託の解約を申し出たにもかかわらず、不当に解約を拒否され解約時期が遅れた結果、損失が拡大したことから、当初解約を申し出た時点から、実際に解約の成立に至るまでに生じた損失の補てんを求める。 ・私は、B銀行担当者から、本件商品の勧誘を受け、勧められるがまま購入に至った。 ・本件商品の購入原資は、老後の生活資金であり、余裕資金ではなかった。 ・私は、B銀行担当者から本件商品について十分な説明を受けておらず、本件商品の具体的なリスク等を十分に理解していなかった。

	<ul style="list-style-type: none"> 私は、本件商品に損失が生じていることを知り、B銀行担当者及びB銀行の窓口へ解約を申し出たが、不当に解約を拒否された。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> 当行担当者は、Aさんから、定期預金金利に不満があり、投資信託の購入を考えているとの意向が示されたため、本件商品を提案し、販売に至った。 当行担当者は、Aさんからの聴取にもとづき、Aさんの保有金融資産額及び投資経験、購入原資が余裕資金であること等を確認した上で、本件商品の販売に問題はないものと判断した。 当行担当者は、所定の資料にもとづき、本件商品の内容及び元本割れリスクについて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 当行が、Aさんから解約の申し出を受けたこと、またその申し出を拒否した事実はない。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年 10 月 16 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	26年度(あ)第55号
申立ての概要	説明不十分で被相続人が購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> B銀行で被相続人Cが購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 Cは、B銀行担当者から、本件商品の勧誘を受け、勧められるまま購入するに至った。 Cは、本件商品購入以前にリスク商品を購入した経験はなかった。 Cは、B銀行担当者から本件商品について十分な説明を受けておらず、商品内容や元本割れリスク等を十分に理解できなかったはずである。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> 当行担当者は、定期預金の書替のために当行に訪れたCさんに対し、本件商品を勧誘したところ、Cさんが興味を示したため、販売に至った。 当行担当者は、Cさんからの聴取及び顧客カード等により、Cさんの保有金融資産、投資経験について確認している。その際、当行担当者は、Cさんに株式投資の経験があったこと、購入原資は余裕資金であったことを確認していること等から、本件商品の販売に問題はないものと判断した。 当行担当者は、所定の資料にもとづき本件商品の内容及び元本割れリスク等の説明を行っており、説明方法に問題はなかったと判断している。
あっせん	【申立受理→あっせん打ち切り】

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年 11 月 10 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。
-------	--

事案番号	26年度(あ)第58号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、B銀行担当者から、本件商品の勧誘を受け、購入に至った。しかし、分配金の受取方法について、自分が希望する受取方法とは違う方法で申し込まれていたことが後日判明した。 ・私は、B銀行担当者から本件商品の説明を受け、商品内容や元本割れリスク等は理解していた。しかし、分配金の受取方法については、十分な説明がなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、Aさんから資産運用の相談を受け、本件商品を勧誘したところ、Aさんが興味を示したため、販売に至った。 ・当行は、Aさんからの聴取及び顧客カード等にもとづき、Aさんの投資経験、保有金融資産を確認しており、販売方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行担当者は、Aさんが問題としている分配金の受取方法について、所定の資料にもとづいて説明しており、Aさんからも当該受取方法とすることについて確認を得ている。また、商品内容、リスク等についても販売用資料等を用いて丁寧に説明しており、説明方法に問題はなかったと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年 11 月 17 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	26年度(あ)第78号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、B銀行担当者から、長期間保有していれば元本割れしない商品であるとして本件商品を勧誘され、購入に至った。しかし、実際には、一定期間経過後に満期償還となり、損失が確定してしまった。 ・私は、本件商品購入以前に、本件商品と同様の投資信託を購入していたもの

	<p>の、それ以外にリスク商品を購入した経験はなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件商品の説明は、主に私の配偶者が受けていた。私は、申込書等に署名をしたのみであり、本件商品の内容や元本割れリスク、満期償還があること等を理解していなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、Aさんから定期預金の金利に不満があることを聴取したこと、本件商品と同様の商品を過去に販売していた経緯があったことから、本件商品を勧誘し、販売に至った。 ・当行担当者は、Aさんからの聴取等により、Aさんの投資経験、保有金融資産及びリスク資産比率等を確認しており、本件商品の販売に問題はないものと判断した。 ・当行担当者は、Aさんの配偶者が同席した上で、Aさんに対し、販売用資料及び目論見書にもとづき、本件商品の内容及び元本割れリスク、満期償還があること等を説明しており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年 12 月 11 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	26年度(あ)第85号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(80歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、自宅に来院したB銀行担当者から、本件商品の勧誘を受け、購入するに至った。 ・私は、B銀行担当者から、本件商品の内容及び元本割れリスク等について十分な説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、Aさんの自宅を往訪した際、Aさんに資産運用について説明する中で投資信託を紹介したところ、Aさんから関心が示されたことから、本件商品を勧誘し、販売するに至った。 ・当行担当者は、Aさんの保有金融資産額等を確認した上で販売に至っている。 ・当行担当者は、役席者を同席させた上で、Aさんに対し、販売資料等を用いて本件商品の内容及び元本割れリスク等について丁寧に説明を行っていることから、説明方法に問題はなかったと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取前に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理した後、事情聴取実施前に、Aさんからあっせん委員会に対して、事情によりあっせん手続を継続することが困難になったことから、本件申立てを取り下げるとの申し出があり、申

	立取下書が提出されたことから、平成 26 年 11 月 14 日付けであっせん手続を終了した。
--	---

事案番号	26 年度(あ)第 113 号
申立ての概要	誤った説明により購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(80 歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、B銀行担当者から、本件商品の勧誘を受け、購入するに至った。 ・私は、B銀行担当者から、本件商品の信託期間及び元本割れリスク等について誤った説明を受けた。
相手方銀行(B銀行)の見解	—
あっせん手続の結果	<p>【適格性審査前に申立取下げ】</p> <p>・あっせん委員会は、Aさんの申立てを受領した後、B銀行から答弁書が送付される前に、Aさんから申立取下書が提出されたことから、平成 26 年 11 月 26 日付けであっせん手続を終了した。</p>

以上